

# 製造物責任法における製造物の範囲

市原正隆

- 一 はじめに
- 二 定義
- 三 製造又は加工
- 四 動産と不動産
- 五 製造物の範囲
- 六 判例
- 七 各国にみる製造物の範囲
- 八 おわりに

## 参考文献

- 一 はじめに

製造物責任法の目的は、欠陥製品に起因する事故によって人身損害や財産損害が発生した場合、その「製造物」の製造業者等が損害を賠償する責任のあることを定めて、被害者の救済を図ることである（製造物責任法第一条）。

したがって、本法の適用範囲を定めるにあたっては、欠陥の概念と共にこの「製造物」の概念が重要な基本的概念となる。

製造物責任が問題となるのは、「製造物」の欠陥によって被害が発生したときであり、もともと「製造物」に該当しなければ製造物責任そのものを問うことはできず、せいぜい民法上の問題として契約上の責任や不法行為による過失責任が問われるだけである。

しかし、製造物責任の対象となる「製造物」がどのようなものであり、どの範囲にまで及ぶかについては必ずしも判然とはしない。たとえば、海や山で自然採取される魚や貝や昆布や山菜等は、商品として店頭を飾っても製造とはいえないから製造物にはあたらないが、海洋牧場で養殖する鯛や牡蠣はどうであろうか。また、管理された果樹園の果物やハウス栽培による野菜等はどうであろうか。電気は民法において「物」とみなしているが、エネルギーとしては他に原子力、ガス、熱、ガソリン等があるがどうかであろうか。コンピューターは製造物であるが、その命ともいべきソフト（情報）はどうであろうか。写真や絵画、工芸品等芸術作品はどうであろうか。中古品や廃棄された製品、再生された製品はどうであろうか。

本法では、不動産を除外しているが、欠陥不動産を何故除外しなければならぬのかいずれも基準があいまいであり、それゆえ必ずしも明確ではなかった。ここに、「製造物」の範囲を明確にしなければならぬ理由がある。

製造物責任制度を確立したアメリカでは、自動車・テレビ・電動工具・ストープ・医薬品・化粧品・加工食品など最終工業製品を中心に判例が形成されてきたが、この背景には工業技術の進歩と産業経済の発展に伴い、工業製品が大量生産され、消費者が大量消費する社会の中で、その製品の安全性は製造業者等に依存しなければならず、したがって、その責任も製造業者等に負わせることとなった。わが国における製造物責任制度の生まれた背景には、このような欧米と酷似した社会情勢の中で被害者救済の観点から、この「製造物」の範囲を特定することにより消費者には製品に対する信頼感と安心感、製造業者等には欠陥のない製品の開発にむけて技術や製造物に対するレベルアップが期待できるというわけである。

## 二 定義

製造物責任法第二条一項は「この法律において製造物とは、製造又は加工された動産をいう」とされる。

すなわち、わが国の製造物責任法は、製造物責任の対象となる「製造物」を「製造又は加工された動産」と限定した。したがって、基本的には大量生産・大量消費になじむような物

(有体物)を対象としている。

ここでいう「物」とは、権利の客体とされる外界の一部で、権利の主体である「人」に対する概念であり、広義には有体物・無体物を問わないが、わが国の民法では有体物だけを「物」としている(民法第八五条)。

さらに、民法第八六条二項は、動産とは不動産以外の「物」をいうと定義しているので、本法の第二条一項が「製造物」を動産と定義した結果、不動産は本法の対象から除外され、有体物に該当しない電気等のエネルギーや役務(サービス)の提供、コンピューターのソフト等も製造物には含まれないことになった(注1)。

なお、動産のうちで、天然に産する物をはじめ、未加工の自然産物はその生産者が欠陥の創出に直接関与していない場合が多いところからこれを除外し、人為的に欠陥が創出される可能性のある物を「製造物」として本法の対象とした。たとえば、乗用車・トラックといった自動車類、航空機、船舶、工場生産設備といった大型のものから、食品、電化製品、玩具、文具、医薬品等の日常生活用品、それらを製造する道具・工具類、また、原材料や部品であっても製造又は加工が施こされた動産であれば対象となりうるといった非常に広範囲に及ぶ概念である(注2)。

ところで、「物」のうち不動産は、通常、供給者と消費者の間に直接的な契約関係が存在しており、その内容も契約によって個々に異なるため、契約関係に基づいて賠償責任を処理することが適切であるとの理由から、本法で対象としていない(注3)。

しかし、不動産を除外した理由は被害者の救済制度を目的とした本法の目的に照らしても除外すべきではなく、たとえば、自然災害（地震・台風・火山噴火）等における欠陥不動産所有者の迅速な被害救済といった観点からも、むしろ積極的に加えられるべきである。また、未加工の自然産物においても、その生産の過程で人為的に加えられた生産物であれば、製造物の範囲から除外する理由はないように思われる。この点については、本稿五製造物の範囲で詳述したい。

### 三 製造又は加工

「製造」とは、原材料に手を加えて新たな物品を作り出すことであるが、生産よりは狭い概念で、いわゆる第二次産業にかかる生産行為を指し、一次製品の産出、サービスの提供には用いられない。「加工」とは、生産又は製造に対し、一般に動産を材料としてこれに工作を加え、その本質を保持させつつ新しい属性を付加して、これに価値を加えることを意味する（注4）。

また、参議院商工委員会（注5）の同旨答弁によれば、「製造」とは、製造物の設計、加工、検査、表示を含む一連の行為として位置づけられ、一般には、原材料に手を加えて新たな物品を作り出すことを表している。また、ここでいう「加工」とは、動産を材料としてこれに工作を加え、その本質を保持させつつ新しい属性を付加し、価値を加えることであるとしている。

「製造」という用語は、法令上も頻繁に使われる概念であるが、条文化にあたっては、「製造」の概念を狭義で用いると共に、併せて「加工」の語をも明記することにより、立法趣旨を明らかにしたものであるが、特に両者を区別する実益はない（注6）。

なお、製造又は加工された動産には完成品のみならず、部品・原材料や半製品も含まれると解される。

本法には、現代の大量生産・大量消費社会において製品に欠陥がある「製造物」を対象としていることから、人の手が加えられている物が第一の要件となる。

また、加工か未加工かの判断について、政府答弁（注7）は以下の如くであった。すなわち、加工か未加工かの判断は、具体的には個々の事業において当該製造物に加えられた行為等のもろもろの事情を考慮し、しかも社会通念に照らして判断されることとなるが、一般的には煮る、焼く等の加熱、あるいは調味、塩付け、燻製等の味付け、それに粉挽き等は加工に該当する。これに対して、単なる切断あるいは冷凍、乾燥などは基本的には加工に当たらないとした。

この見解によれば、レストランのステーキをレアで食べると生肉であるから未加工品を食べたことになり、これによって食中毒をおこしても、あるいは寄生虫により発病したとしても、製造物責任は認められないことになるが、もしも、ミディアムで食中毒や寄生虫による発病があった場合には、加熱処理をした加工品として製造物責任を認めることになる。また、もしもレアのステーキには、表面を軽く加熱処理するので加工品であると主張するならば、そも

その大部分が生肉であるレアは、実質的には加工品と言えないのではないかと思われる。これを形式的には加工品と認定してよいのであろうか、大いに疑問が残る。私見としては、形式論を排除して、あくまで実質的な議論にならなければ、今後幾多の加工品と未加工品を明確に区分する基準とはなり得ない。したがって、政府見解には、合理的根拠が薄くあいまいである。

#### 四 動産と不動産

「製造物」は動産でなければならない。この場合における「動産」の意味は、民法の規定した意味と同一である。すなわち、民法第八五条は「本法に於て物とは、有体物を謂う」とし、第八六条一項は「土地及び其定着物は、これを不動産とす」及び二項「此他の物は総てこれを動産とす」と規定している。ここに「動産」は、「物」から不動産を除外したものである。

また、「物」とは、物権の対象となる客体としての有体物を意味する。有体物は、空間の一部を占める有形的存在としての固体、液体、気体を意味するので、電気や熱エネルギーなどは「製造物」とはいえない。

さらに、労務や修理、運送、保管などの役務（サービス）も製造物責任の対象にはならない。

次に、不動産であるが、前述の「二 定義」でも触れた如く、民法第八六条一項には、不動産とは土地及び其定着物を謂うと規定さ

れており、この場合の「定着物」とは、

① 土地に付着する物であること。たとえば、テレビ塔や建築物などがこれに該当する。

② 継続的に一定の土地に付着させて使用されることが、その物の取引上の性質を認められるものとされること。たとえば、工場に据え付けられる機械設備などがこれに該当する。

このように、本法の対象とされない不動産は、当然、動産と基本的な性格の相違がなければならない。その理由を政府答弁（注9）の要約として以下に記す。

① 製造物責任が導入された背景は、大量生産・大量消費という現代の経済社会構造の下で、損害が発生した場合の当事者間の公平な負担を図る必要があるからであるが、不動産は、動産の場合と異なりこのような事情にはなく、それこそ契約責任を個々に追求することと同じ目的が達成できる。

② 不動産の場合は、耐用年数が非常に長く、その間に徐々に劣化をしたり、維持補修も必要で、その他トラブル等の関係でも考慮する必要がある。

③ 不動産に関して、万が一他人に損害を与えたような場合には、土地工作物責任（民法第七一七条）の対象として、やはり、無過失責任の法理によりその救済が図られるからである（注10）。

なお、EC指令でも不動産は製造物責任法の対象外であるとされる。

私見としては、これに反論を試みたい。

すなわち、欠陥不動産による被害については、本法で救済されるが、欠陥不動産による被害については、本法では救済されない。わが国では、このような場合には、民法上の契約責任（請負ないし売買）や土地工作物責任（民法第七一七条により無過失責任）で処理できるとしている。

確かに、欠陥不動産による被害、たとえば購入した建売住宅の浴室の構造等に問題があり、ガスマス毒事故が発生した事件（注11）では、その建物の設計者、建築業者や建売販売業者に対して契約責任を追求し、その被害に対して正当な救済を求めることは可能であるが、現実的な問題として裁判が長期化した場合に、果してその被害による莫大な補償金を回収できるか疑問である。なぜなら、設計者や建築業者、建売販売業者等は、おおむね中小零細企業が多く、それだけの補償能力に欠けると思われるからである。

したがって、本法の目的たる被害者救済の立場からいえば、不動産に関しては実質的な目的に目をそむけて、その解決を民法に託してしまったといわざるを得ない。これは、建設業団体等の強い要請のもとに、政策的に除外されたと言えなくもない。

不動産をめぐる製造物責任訴訟は、製造物の種類別の訴訟数のうちで、最も数が多い（注12）といわれるが、その証しのような気がする。すなわち、本法において不動産を除外したことは、立法に対する社会の現実的需要を全く満たしていないと断言できるわけである。したがって早急に法の改正を行うべきである。

また、欠陥不動産における製造者や所有者の責任問題において、

そのバランスにも問題がある。土地工作物責任（民法第七一七条）は、不動産の所有者に対して無過失責任が課されている。たとえば、購入した住宅や造成地などの欠陥により他人が被害を蒙った場合に、欠陥不動産の所有者は無過失責任が認められ、製造者には過失責任しか認められないわけである。それゆえ、不動産所有者が被害者に損害を賠償した後に製造者に求償しても、自分には過失がないとして製造者が責任を免れるような場合には、被害を蒙った不動産所有者は救済されないことになる。ここに、法体系のアンバランスが顕著にあらわれてくる。

これは、製造物を動産に限定してしまったために発生する問題であり、結局のところ不動産は製造物から除外すべきではなかったということになる。

したがって、本法においては、「製造物」とは、「製造又は加工された動産を謂う」という規定を変更して、「製造物」とは、「製造又は加工されたすべての物」（any products）と表記すべきである。これによって、今まで述べてきた欠陥不動産に関する問題は解決できる。

また、未加工不動産、たとえば原野とか造成の施されていない土地などは、もともと製造者がいないわけであり、当然の如く製造物責任は問題にはならない。

ただし、欠陥不動産についての裁判事例においては、次のような問題が提起されている。たとえば、造成地の崩壊、土砂流出、地盤の陥没、不等沈下、擁壁崩壊、不良建築物、ベランダの構造欠陥、

浴室換気装置の不備等枚挙にいとまがない。これらに対する裁判はすべて民法の適用により執行されている。このため、かえって裁判を長期化させ、被害者は救われないという「欠陥」を露呈している。

## 五 製造物の範囲

### 総論

製造物責任法における製造物の範囲は、製造物責任立法を行う場合に、それが包括的立法なのか、それとも個別的立法なのか問題となった。

包括的立法は、製造物一般に広く網をかけることができるので、中間的製品であっても容易に認められ、洩れる可能性もないのに対して、個別的立法は、製品によっては、法の網からこぼれ落ちるおそれがあり、現在では、EC指令をはじめとする世界の大勢は、包括的立法を採用している。わが国においても同様の理由から包括的立法の採用となった。

したがって、製造物の範囲もこの法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいうと包括的ではあるが、適用対象物を動産に限定した。その結果、不動産である土地・建物等や無体物である電気エネルギー等や労務・修理・運送等の役務（サービス）については、欠陥が認められても本法の適用はないとされてしまった。

### (一) 不動産

不動産に関しては、既に述べた通り本法の適用はなくなったが、今後の課題として残したものは大きい。

### (二) 農林畜水産物

#### (1) 未加工農林畜水産物

農林畜水産物には、人為的に動物を飼育・養殖したり、植物を栽培した物と、野生の動物や植物をそのままの状態で捕獲したり、採取した物とがあるが、いずれにも加工品と未加工品とがある。

このうち加工した農林畜水産物は、製造物責任の対象となる。また、未加工の農林畜水産物については、野生の動植物を捕獲・採取しただけの物では「製造物」といえず製造物責任の対象とはならない。

しかしながら、未加工の農林畜水産物のうちで、人為的に飼育・養殖・栽培した物については問題点がある。製造物責任法は、「製造物」を製造又は加工された動産と定義し、法解釈上では、未加工農林畜水産物の生産品が「製造物」にあたるかどうか問題となる。

この点について立法過程における政府答弁では、「製造物」とは、工業的手法において生産される物であって、自然の力を利用した生産物は「製造物」ではないとし、未加工農林畜水産物の生産品は、いわゆる、「製造物」にはあたらないとした。

また、第一四次国民生活審議会消費者政策部会（平成五年一二月）の報告によれば、農林畜水産物のうち未加工農林畜水産物については、

①基本的に自然の力を利用して生産が行われる物であり、高度に

加工された工業製品とは生産形態に著しい差異がある。

②自然の中で農林漁業者が行う生産について過度の危険管理能力を求めることは、農林漁業者に酷であると考えられる。

③農林漁業者が特定できない場合に、責任主体を供給者とする、供給者の負担が重くなりすぎ、あくまで農林漁業者を責任主体とすると、生産者の特定のために膨大な商品管理コストがかかる。

④EC諸国で製造物責任法が行われた国のうち、未加工農林畜水産物を製造物責任の対象としているのは、唯一、ルクセンブルクのみであることから、製造物責任の対象とすることは適当ではないとしている。

## (2) 人為的未加工農林畜水産物

しかしながら、現代の農林畜水産業は、旧来の家族型生産形態を脱皮しつつあり、最近のめざましい研究の成果が次々と実証されているバイオテクノロジーの利用普及から考えても、未加工農林畜水産物が一律にすべて製造物にあたらなとする主張は当を得ず、むしろ未加工農林畜水産物のうちで野生の動植物を捕獲・採取する場合を除き、製造物に含まれると考えるのが妥当である。

現に、農林畜水産物は工業化し、人工的管理による大量生産が実現でき、さらにバイオテクノロジーの新しい技術をもって新しい品種を産出するようになり、遺伝子の段階から人工的で新しい製品を産み出している。

また、化学薬品を利用した肥料・飼料・薬剤等が広範囲に使用され産業化されている。したがって、これらの製造物を使用して人為

的に飼育・養殖・栽培した農林畜水産業者の製造物責任は認めべきである。

政策的には、農林畜水産業は経営基盤も弱く、保護に値するとの立場から配慮がなされているが、近時の人為的未加工農林畜水産業者の中には、新しいバイオテクノロジーを駆使して新しい製品を大規模な近代的設備の中で大量に生産している。

また、一方では零細な工業生産業者といえども製造物責任を認められている現状において何も農林畜水産業者のみを免責するという理由は成立せず不当である。

## (三) 部品・原材料

部品・原材料は本法にいう「製造又は加工された動産」の範囲に入るであろうか。確かに、部品であれ、原材料であれ製造又は加工されたものであるならば、その物が独立した完成品ではなくとも、あるいは独立した動産としての性格を失なっていたとしても、製造物の範囲として認められるべきである。

すなわち、最終工業製品は多くの部品・原材料から構成されており、その製品に欠陥が発生した場合、その欠陥の原因が部品や原材料であるならば、製造物責任は最終製品の製造者と部品・原材料の製造者が、共に負うべきものである。

ただし、本法第四条「免責事由」の第二号に「当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従っ

たことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと」を証明した場合には、無過失責任ではなく過失責任とし、部品や原材料の製造業者等に抗弁を認め、製造物責任は免責されることになる。

#### (四) 人間の臓器・血液

人間の臓器・血液そのものは人体の一部分を成し、人体から切り離した時点で動産となる。しかしながら、そもそも臓器や血液は、製造又は加工したものとはいえない。また、使用目的も限定されており、その提供者に製造物責任を課すことは酷であり適当ではない。したがって、製造物には該当しない。

一方、血液製剤については、血液を原料とするが政府答弁(注13)によれば「採血後に保存液及び抗凝固剤が加えられて処理されており、これは加工行為と考えられることから、製造物に該当するものと解される。同様に、血漿分画製剤については、血液を原料として非常に高度に加工されたものであることから、やはり製造物に該当するものとされる。

血液製剤は、全血製剤、血液成分製剤、血漿分画製剤に分けられる。このうち、血球を取り除いた血漿を加熱・精製処理した血漿分画製剤は、当然製造物に該当する。問題となるのは、赤血球・血小板などを成分ごとに分けた血液成分製剤と全血製剤である。

当初、中央薬事審議会答申及び国民生活審議会報告においては、血液製剤は製造物から除外すべきであるとしていた。このうち、国

生審の報告では、「積極的な加工の要素がない」という形式的理由から製造物ではないとされた。その後、政府案によって輸血用血液製剤には保存液や凝固防止剤などが添加されているから、加工された動産にあたり、製造物であるとされた。

#### (五) ワクチン

生ワクチンについては、その原材料は自然のウイルスまたは細菌である。国生審報告では、生ワクチンは病原体そのものを接種するものであり、製造物から除外すべきであるとした。

これに対し、立法に際しての政府答弁(注14)の要旨は以下の通りであった。すなわち「これを培養して増産、安定剤等を添加し、あるいは凍結乾燥する等の各種の工程を経ていることから、これはまさに加工行為が行われたものと考えられるので、やはり製造物と解することができる。」として製造物に含めるべきものとされた。

生ワクチンも血液製剤と同様の考え方に立脚して、製造物に含めることは妥当である。

なお、インフルエンザやB型肝炎のような不活化ワクチンは、病原微生物を加工処理してその性質を変えたものであり、当然の如く製造物であるといえる。

#### (六) 中古品

中古品については、それが製造又は加工された動産である限り本法の対象となりうる。すなわち、製造物である。しかし、問題にな



るのはその中古品がそれ以前の使用者によってどのように使用され、どのように取り扱われてきたかが不明である点である。たとえば、その中古品の欠陥が、以前の使用者によって粗雑に取り扱われてきたような場合であれば、製造業者は製造物責任を負わない。なぜなら、欠陥の判断の基準時は「当該製造物を引き渡した時期」つまり、新品として製造後初めて流通過程に送り出した時である。

また、中古品販売業者による点検・整備が行われたり、マニュアルや警告ラベルが欠落していることもあるが、もともと耐用期間が経過していたり、改造や修理などが確認できない場合も多いことから、中古品の欠陥を証明することは新品と比較して事実上困難である。したがって、中古品販売業者等の修理や改造等による欠陥についても、メーカーは責任を負わないことは明白である。すなわち、製造業者であるメーカーには、中古品の欠陥の原因がメーカーになり限り製造物責任を問えない場合においては、当該欠陥をつくり出した以前の所有者や修理業者・中古品販売業者等の不法行為責任を問うことになる。この場合には、それらの者の過失を立証しなければならぬ。また、劣化・破損等による修理等では使用困難な状態となった製造物の一部を利用して形成された再生品も製造物の対象となる。

(七) 廃棄物

廃棄物は、通常製造業者が製造又は加工後、他人に引き渡した製造物で一度は使用されたがその後廃棄された物である。

製造業者は自らが流通に置いたその製造物に欠陥がある場合、廃棄後でもこれによって損害が発生すれば、相当因果関係の範囲にある損害に対して責任を負うが、この際欠陥の有無は別問題である。本法は廃棄物について、特別の規定は設けていないが、国生審報告では通常の製造物もいったん廃棄された後は、目的を達成し終えた物であり、もはや製品として利用されることが予定されていないので、製造物責任の対象たる製造物とはいえないとした。

ただし、廃棄後に再度製品として流通に置かれた場合には、中古品と同様に取り扱われ製造物責任を問うことが可能であるとしている。また、廃棄物特有の事情として廃棄されていた期間や状況等が欠陥の判断に際して重要な考慮事情となる場合がある。たとえば、工業製品を廃棄処分する際に発生する有毒ガスや爆発・炎上等に対する安全性については、危険性のある製造物についてその旨の警告表示がなされるべきであり、ない場合には欠陥が認められることになる。

もともと、製造業者が直接捨てた製造物は、製造業者が引き渡したのではないことから、たとえば、規格外の製品を製造業者自らが産業廃棄物処理業者に依頼して廃棄したにもかかわらず、実際には市場に出回り、それを購入した使用者が損害を受けた場合に、製造業者は欠陥による製造物責任を負わなくてもよい。

ただし、間違えてゴミと一緒に捨ててしまった新品同様の電化製品等で、それを拾って使用した人が被害を蒙った場合には、中古品としての「通常予見される使用形態」の範囲内であり、製造業者は

相当因果関係の及ぶ範囲内において、その責任をとるべきである。廃棄物の中でも、製造過程で産出される「産業廃棄物」については、これが経済的目的をもって製造され、流通に置かれるわけではないので製造物とはいえない。

(八) 情報(ソフトウェア)

情報(ソフトウェア)は有体物ではなく、動産でも部品・原材料でもない無体物である。したがって、製造物責任の対象物とはならない。たとえば、欠陥情報によるバニック等で被害が発生しても、これに製造物責任を認めることはできない。しかし、そのソフトウェアが欠陥情報でそれが半導体チップに組み込まれている場合には、動産としての半導体チップに欠陥があることになりそれが原因で機械が誤作動し、被害が発生したような場合においては、機械メーカーのみならずその半導体チップの製作者も製造物責任を負うことになる。

情報を所収したIC・CD-ROM・フロッピーディスクなどは、この製造物とみなすことができる。

(九) 芸術作品・手工芸品

芸術作品や手工芸品が製造物に含まれるかにつき、芸術家や工芸職人の創作にかかる作品は、工業製品とは一般にその価値において異なるが、除外すべき理由も微妙で区別が困難なため、本法においては除外していない。したがって、芸術作品や工芸品が人体に有害

な材料によって制作された場合、たとえば、抹茶茶碗の釉薬に有毒な材料が混入した場合等で、人体に被害が生じたならば製造物責任の問題となろう。

(一〇) 電気等のエネルギー

電気等のエネルギーには、電気のほか熱・磁気・放射線等があるが、これらは有体物であるべき固体・液体・気体ではなく無体物である。したがって、本法においては電気等のエネルギーは製造物とはいえない。

また、本法の基本的目的は、大量生産、大量消費の社会に伴う製造物の欠陥問題を対象として、民法の過失責任の原則を特に無過失責任へと転換して被害者の救済を図ろうとするものであるから、その適用対象の無原則な拡大には慎重であるべきである(注15)。

これら電気等のエネルギーは発生機器の形で流通しており、本法の対象となっているためエネルギー自体を製造物とする必要もない。また、エネルギー源としてのガス・酸素・水蒸気等は気体であり、有体物であるから、製造物に含まれ製造物責任の対象となる。

(一一) 鉱物

採掘されたままの状態での鉱石等は、前述した未加工農林畜水産物と同様、自然の力によって生産されたものである。

したがって、科学技術の進歩する中で大量生産・大量消費される工業製品について発展してきた法理である製造物責任のいう製造又

は加工された動産にはなじみにくいものであり、本法の対象とはならない。

しかし、採掘後に製造又は加工された動産として、鉱石から精錬された金属類や原油から精製・分離した石油製品等は、本法の対象となる。

## (二) 漢方薬

医薬品については、一般に本法の対象となるが、生薬を処方剤とする漢方薬については全てを対象とするわけにはいかない。

一般的には、漢方は原料が多岐にわたり、組み合わせも様々で、その処方如何で組み合わせる調合の方法や利用方法にも違いがある。また、通常では粉末にしたものや煮出したり煎じて飲むといった方法が採られているので本法の対象となるが、問題となるのは天然の未加工品としてそのまま利用され巷間ではいわゆる薬として販売される物である。これらの物(薬)には、たとえば熊の胃、鹿の角、オトセイの陰莖等や猿の腰掛け等のように乾燥後砕いて使用(服用)するものがあるが、本法の対象外である。

## (三) 不動産に付加した動産

不動産が本法の対象外とする理由と、それに反論として本法の対象にすべきであるとする私見は、「四動産と不動産」で詳述した。

要約すれば、不動産は契約責任による救済があり、さらに民法第七一七条の土地工作物責任による救済手段が用意されているという。

また、耐用年数が長く、その間に維持補修の状況によってかなり左右されるとか、E.C諸国でも不動産は製造物責任の対象外である等々の説明がなされている。

このことは、救済手段が用意されているから除外してもよいという論法であり到底認められるものではない。現に、製造物責任を問う裁判においては、この不動産の欠陥に関するものが圧倒的多数を占めていることから明らかである。救済手段としての制度はあっても、それが実際に救済できる制度として機能しているかどうかは別問題である。

私見で述べた如く、不動産が本法の対象となれば問題はない。ところで政府答弁や学者の多数意見によれば、本法の対象外となっている不動産についてその引き渡しの時点では動産であったものがその後不動産の一部となった物(動産)については、動産とみなして本法の対象とされるものがある。

これらは、建築物に付加される動産といわれ、たとえば窓枠用アルミサッシ、扉、昇降機、窓ガラス、壁紙、浄化槽、門扉、生コン、鉄筋、鉄骨、床材、ベランダ、空調設備、衛生設備、電気設備等々がある。

## (四) プレハブ住宅

政府答弁(注16)によれば、プレハブ住宅は本法の対象外であるとしている。

すなわち、「構成要素として、いろんな部品が大変多いという意味

では今回の動産の対象となるようなケースが非常に含まれた最終製品としての不動産ということになる……最終的には……個別の平面計画とか、設備の計画とか、そういうものを個々に詳細に取り入れながら個別受注生産としてやっていく性格が他の一般の住宅と同様に強いので、他の不動産と異なるものではない……」としている。

確かに民法では、住宅も不動産とされており、不動産は本法において対象から除外されているので、プレハブ住宅も対象外になるというわけである。

しかし、製造物責任が本来対象としてきた大量生産・大量消費という形態をとる工業製品としてみれば、プレハブ住宅はまさに本法の目的に適うものである。すなわち、プレハブ住宅のそれぞれのパーツは、すべて動産と同様に工業製品として工場で大量に生産され大量に消費される規格品である。これらの過程を通じて自動車と比較した場合、自動車は大地に定着せず移動する動産であり、プレハブ住宅は土地に定着する固定された不動産であるとするが、この違いがどこにあり、守られるべき法益がどこにあるのか極めて疑問である。たとえば、車輪がついたトレーラーハウスは最近わが国でもブームの兆しがあるが、トレーラーハウスは大型のものは住居として使用でき、移動式で土地に定着していない。したがって、住宅であっても動産といわざるを得ない。バッテリーを装備し、貯水設備、シャワー設備、ミニキッチン、トイレ等が付加されており、住宅として十分に機能する。

プレハブ住宅は不動産で、本法の対象外となったにもかかわらず、

同様の工場生産による組立で完成するトレーラーハウスは動産で、本法の対象となるのであるが、この違いをどう説明するのであろうか疑問である。

## 六 判例

### (一) 判例に現れた製造物

戦後の判例の中で、製造物等の安全性に関し、製造物責任法上の製造物に該当するものの例を列挙する(注17)。

- (1) 医薬品
  - グアノフラシン、福寿草根、ストレプトマイシン、キノホルム、クロロキン、筋肉注射剤、モルヨドール、催眠剤、麻酔薬
- (2) ガス器具
  - プロパンガス容器、ガス風呂釜、ガス湯沸器、ガスレンジ、ガスストーブ、液化ガス設備
- (3) 航空機
  - ヘリコプター、旅客機
- (4) 自動車
  - 自動車、改造自動車、ブレーキ、安全ベルト、座席背もたれ、スペアタイヤ、ベアリング、ピントルフック
- (5) 設備機械
  - コンプレッサー、サウナ風呂、キュボラ、石材切断用カッター、ベルトコンベア、コンクリートカッター、故紙梱包機、コンピット

ホイスト、除雪用ドーザ、製麵機、麵長さ切断用カッター、エレベーター

(6) 食品

フケ料理、乳児用粉ミルク、卵豆腐、さつまあげ、食用油、ラムネびん

(7) 電気製品

テレビ、複写機

(8) 日用雑貨品

中性洗剤、バトミントンラケット、乳幼児用防護柵、金槌、アーチエリー、噴霧式カビキラー、テニスシューズ

(9) その他

飼料、肥料、タバコ、高度さらし粉、水道水、アクアラング

(二) 種別判例 (注18)

(1) 医薬品等

① グアノフラシン眼險縁白変症事件 東京地裁判決 昭三〇・七・一四

② 福寿草根中毒事件 大阪地裁判決 昭四一・五・二〇

③ ストマイ難聴事件 広島地裁判決 昭四六・七・六

④ スモン病文書提出命令事件控訴審 福岡高裁決定 昭五二・九・一七

⑤ 北陸スモン病事件 金沢地裁判決 昭五三・三・一

⑥ 東京スモン病事件 東京地裁判決 昭五三・八・三

⑦ スモン病文書提出命令事件控訴審 仙台高裁決定 昭五三・八・八

⑧ ストマイ副作用事件 東京地裁判決 昭五三・九・二五

⑨ 福岡スモン病事件 福岡地裁判決 昭五三・一一・一四

⑩ スモン病文書提出命令事件控訴審 名古屋高裁金沢支部決定 昭五四・二・一五

⑪ 広島スモン病事件 広島地裁判決 昭五四・二・二二

⑫ 札幌スモン病事件 札幌地裁判決 昭五四・五・一〇

⑬ 京都スモン病事件 京都地裁判決 昭五四・七・二

⑭ 静岡スモン病事件 静岡地裁判決 昭五四・七・一九

⑮ 大阪スモン病事件 大阪地裁判決 昭五四・七・三一

⑯ 顔面黒皮症文書提出命令事件 大阪地裁判決 昭五四・八・一〇

⑰ 群馬スモン病事件 前橋地裁判決 昭五四・八・二一

⑱ ストマイ副作用事件控訴審 東京高裁判決 昭五六・四・二三

⑲ 第一次クロロキン網膜症事件 東京地裁判決 昭五七・二・一

⑳ 福島大腿四頭筋短縮症事件 福島地裁白河支部判決 昭五八・三・三〇

㉑ 山梨筋拘縮症事件 東京地裁判決 昭六〇・三・二七

㉒ モルヨドール事件控訴審 大阪高裁判決 昭六〇・四・二六

㉓ 愛知大腿四頭筋拘縮症事件 名古屋地裁判決 昭六〇・五・二八

㉔ 第二次クロロキン網膜症事件 東京地裁判決 昭六二・五・一八

㉕ 第一次クロロキン網膜症事件控訴審 昭六三・三・一一

㉖ 催眠剤事件 大阪地裁判決 平二・六・八

- ⑳ 麻酔薬事件 東京地裁判決 平四・一・三〇
- (2) ガス器具
- ① プロパンガス容器爆発事件 長野地裁松本支部判決 昭四〇・一  
一・一一
- ② プロパンガス容器爆発事件 和歌山地裁田辺支部判決 昭四一・  
一二・五
- ③ プロパンガス容器爆発事件 東京地裁判決 昭四三・四・一〇
- ④ ガス風呂中毒事件 東京地裁判決 昭四三・一二・二一
- ⑤ プロパンガス浴室爆発事件 福岡地裁判決 昭四五・二・二六
- ⑥ ガス湯沸器中毒事件 東京地裁判決 昭四五・八・三一
- ⑦ プロパンガス風呂釜中毒事件 千葉地裁判決 昭四六・三・九
- ⑧ ガスレンジ出火家屋焼失事件 前橋地裁高崎支部判決 昭四七・  
五・二
- ⑨ プロパンガス爆発事件 鳥取地裁判決 昭四七・一二・一五
- ⑩ プロパンガス保温装置発火事件控訴審 大阪高裁判決 昭四九・  
一・三一
- ⑪ プロパンガス風呂釜中毒事件 水戸地裁判決 昭四九・四・一七
- ⑫ プロパンガス風呂釜中毒事件控訴審 東京高裁判決 昭四九・一  
〇・二八
- ⑬ プロパンガス風呂釜ガス中毒事件 東京地裁判決 昭五一・三・  
一八
- ⑭ プロパンガス浴室中毒事件控訴審 大阪高裁判決 昭五三・二・  
二八
- ⑮ 瞬間ガス湯沸器熱湯噴出事件控訴審 大阪高裁判決 昭五三・五・  
一八
- ⑯ プロパンガス容器転倒事件 福岡地裁判決 昭五四・一〇・九
- ⑰ ガス風呂中毒事件 長野地裁判決 昭五五・一・二四
- ⑱ プロパンガス風呂釜中毒事件控訴審 広島高裁松江支部判決 昭  
五五・四・一六
- ⑲ 瞬間ガス湯沸器中毒事件 札幌地裁判決 昭五五・四・二八
- ⑳ ガス風呂中毒事件 東京地裁判決 昭五五・一〇・三一
- ㉑ プロパンガス元栓点検事件 東京地裁判決 昭五六・一二・一四
- ㉒ ガスストーブ事件 東京地裁判決 昭五九・三・二六
- ㉓ 液化ガス設備事件控訴審 東京高裁判決 昭六一・九・二五
- ㉔ 液化ガス設備事件上告審 最高裁第三小法廷判決 平二・一一・  
六
- (3) 航空機
- ① 羽田沖航空機墜落事件 東京地裁判決 昭四九・七・二四
- ② ヘリコプター墜落事件 東京地裁判決 昭五九・三・二七
- ③ 台湾航空機事件 東京地裁判決 昭六一・六・二〇
- (4) 自動車
- ① 自動車正面衝突事件 山形地裁判決 昭四六・六・二九
- ② 中古自動車整備不良事件 大分地裁判決 昭四七・三・二
- ③ プレーキ故障追突事件 東京地裁判決 昭四七・八・二八
- ④ タイヤ摩耗事件 京都地裁判決 昭四八・一・二〇
- ⑤ プレーキ故障追突事件控訴審 東京高裁判決 昭四八・五・三〇

- ⑥自動車安全ベルト事件 京都地裁判決 昭四八・一一・三〇
- ⑦ブレーキ整備不良事件 京都地裁判決 昭四九・一一・二九
- ⑧ダンブ荷台故障事件 横浜地裁判決 昭四九・一二・一九
- ⑨背もたれ前倒事件 横浜地裁判決 昭五〇・二・四
- ⑩トラック部品脱落事件 静岡地裁判決 昭五〇・三・一一
- ⑪ダンブ荷台落下事件 福岡地裁判決 昭五〇・五・二〇
- ⑫改造中古ダンブブレーキ不良事件 金沢地裁判決 昭五一・七・一六
- ⑬軽自動車タイヤ摩耗事件 福岡地裁判決 昭五二・二・一五
- ⑭背もたれ前倒事件控訴審 東京高裁判決 昭五二・七・四
- ⑮スペアタイヤ破裂事件 東京地裁判決 昭五三・三・二七
- ⑯背もたれ前倒事件上告審 最高裁第三小法廷判決 昭五三・七・二五
- ⑰ダンブペアリング破損事件 東京地裁判決 昭五四・一二・二五
- ⑱改造中古ダンブブレーキ不良事件控訴審 名古屋高裁金沢支部判決 昭五六・一・二八
- ⑲トラック火災事件 東京地裁判決 昭五八・七・一八
- ⑳ピントルフック事件 東京地裁判決 昭六〇・六・二一
- (5) 食品
- ①フグ料理中毒事件 神戸地裁判決 昭四七・一二・二一
- ②乳児用粉ミルク砒素中毒事件 徳島地裁判決 昭四八・一一・二八
- ③卵豆腐食中毒事件 岐阜地裁大垣支部判決 昭四八・一二・二七
- ④さつまあげ食中毒事件 仙台地裁判決 昭四九・一〇・一一
- ⑤フグ料理中毒事件 千葉地裁八日市場支部判決 昭五一・二・二七
- ⑥福岡カネミ油症事件 福岡地裁判決 昭五二・一〇・五
- ⑦小倉第一次カネミ油症事件 福岡地裁小倉支部判決 昭五三・三・一〇
- ⑧フグ料理中毒事件 大阪地裁判決 昭五三・五・一九
- ⑨歌舞伎俳優フグ中毒事件 京都地裁判決 昭五三・一二・一九
- ⑩フグ料理中毒事件 神戸地裁判決 昭五四・二・二七
- ⑪小倉第二次カネミ油症事件 福岡地裁小倉支部判決 昭五七・三・二九
- ⑫福岡カネミ油症事件控訴審 福岡高裁判決 昭五九・三・一六
- ⑬小倉第一次カネミ油症事件控訴審 福岡高裁判決 昭五九・三・一六
- ⑭小倉第三次カネミ油症事件 福岡地裁小倉支部判決 昭六〇・二・一三
- ⑮ラムネびん破裂事件 東京地裁判決 昭六〇・二・二六
- ⑯京都粉ミルク砒素中毒事件 京都地裁判決 昭六〇・三・一五
- ⑰小倉第二次カネミ油症事件控訴審 福岡高裁判決 昭六一・五・一五
- ⑱高松粉ミルク砒素中毒事件控訴審 高松高裁判決 昭六三・二・二六

(6) 設備機械

- ① ボイラー失火事件 東京地裁判決 昭三五・七・一九
- ② クレーン基礎損壊事件 横浜地裁判決 昭四五・四・二五
- ③ 冷暖房機器修理過誤火災事件 福岡地裁小倉支部判決 昭五〇・三・三一
- ④ 製材工場火災事件 甲府地裁判決 昭五一・六・三〇
- ⑤ 砂利採取プラント事件 大分地裁判決 昭五一・一〇・二五
- ⑥ コンプレッサ巻き込み事件控訴審 東京高裁判決 昭五二・一・二八
- ⑦ サウナ風呂火災事件 東京地裁判決 昭五五・四・二五
- ⑧ キュボラ爆発事件 大阪地裁判決 昭五五・一〇・三〇
- ⑨ 石材切断用カッター刃事件 高松地裁判決 昭五五・一一・二八
- ⑩ ベルトコンベア感電事件 東京地裁判決 昭五六・三・三〇
- ⑪ コンクリートカッター事件 浦和地裁判決 昭五七・二・一二
- ⑫ 油圧式故紙梱包機事件 浦和地裁判決 昭五八・四・二七
- ⑬ キュボラ爆発事件控訴審 大阪高裁判決 昭五九・一・二五
- ⑭ コンビット破裂事件 福岡地裁判決 昭五九・六・一九
- ⑮ ホイスト事件 岐阜地裁大垣支部判決 昭六〇・四・二五
- ⑯ 除雪用ドーザ事件 長野地裁判決 昭六一・三・二七
- ⑰ 製麵機事件 東京地裁判決 平三・一・二九
- ⑱ 麺長さ切断用カッター事件 東京地裁判決 平四・一一・三〇
- ⑲ エレベーター事件 東京地裁判決 平五・四・二八

(7) 電気製品

- ① 複写機感電事件 横浜地裁判決 昭四九・一・二五
- ② テレビ発火事件 大阪地裁判決 平六・三・二九
- (8) 日用雑貨品
  - ① 中性洗剤嚙下死亡事件 東京地裁判決 昭四二・六・一五
  - ② バドミントンラケット事件 神戸地裁判決 昭五三・八・三〇
  - ③ 乳幼児用防護柵事件 神戸地裁尼崎支部判決 昭五四・三・二三
  - ④ バドミントンラケット事件控訴審 大阪高裁判決 昭五四・九・二一
  - ⑤ 金槌亀裂事件 京都地裁判決 昭五八・三・三〇
  - ⑥ バドミントンラケット事件上告審 最高裁第一小法廷判決 昭五八・一〇・二〇
  - ⑦ バドミントンラケット事件差戻控訴審 大阪高裁判決 昭五九・九・二八
  - ⑧ アーチェリー失明事件 大阪地裁判決 昭六一・二・一四
  - ⑨ 噴霧式カビキラー事件 東京地裁判決 平三・三・二八
  - ⑩ テニスシューズ靴底剝離事件 東京地裁判決 平五・二・一八
- (9) その他
  - ① 養鶏飼料有害物質混入事件 福岡地裁久留米支部判決 昭四五・三・一六
  - ② 鶏糞白痢症事件 熊本地裁入吉支部判決 昭四七・三・二八
  - ③ 保菌子豚感染事件控訴審 福岡高裁判決 昭四九・九・一一
  - ④ 分譲マンション事件控訴審 東京高裁判決 昭五〇・六・三〇



- ⑤ 門柱倒壊事件 京都地裁判決 昭五〇・九・一一
- ⑥ 肥料販売時不適切教示事件 高知地裁判決 昭五一・一・一九
- ⑦ タバコ公害事件 東京地裁判決 昭五五・一〇・三〇
- ⑧ 高度さらし粉船舶火災事件 東京地裁判決 昭六一・三・三
- ⑨ 西宮水道斑状菌事件 神戸地裁尼崎支部判決 昭六一・一〇・九
- ⑩ 高度さらし粉荷役中火災事件 東京地裁判決 昭六二・三・三
- ⑪ 宝塚水道斑状菌事件 大阪地裁判決 昭六二・三・二三
- ⑫ 壁材剥離事件 東京地裁判決 昭六二・一一・一一
- ⑬ 西宮水道斑状菌事件控訴審 大阪高裁判決 平元・六・二〇
- ⑭ アクアラング空気残量計事件 鹿児島地裁判決 平三・六・二八
- ⑮ 宝塚水道斑状菌事件控訴審 大阪高裁判決 平三・一一・二五
- ⑯ 家畜飼料トキソプラズマ混入事件 岐阜地裁高山支部判決 平四・三・一七

- ⑰ 西宮水道斑状菌事件上告審 最高裁第三小法廷判決 平五・一一・一七

## 七 各国にみる製造物の範囲

### (一) 不動産

EC指令第二条において、製品とは第一次農産物及び狩猟物を除くほか、すべての動産をいい、それが他の動産または不動産に組み込まれている場合をも含む……製品は電気も含むとしている。すなわち、不動産は明示的にその対象から除外されているが、不動産に

組み込まれた動産についてのみ対象としている。これは、EC及びEFTA諸国すべてに共通している。

アメリカでは、第二次不法行為リステイトメント第四〇二A条注釈(d)において、本条の準則は最終利用者が最終消費者に届くと予期された状態又は実質上それと同じ状態で販売されたすべての製品に及ぶ。また注釈(e)において、本条の準則は加工を施したことによって制限されるものではないとされ、すべての製造物 (any products) と明記されている。

しかしながら、未加工不動産以外の一般の不動産については争いがあり、各州によってその取り扱いを異にしている(注19)。わが国では、EC指令と同様に不動産は除外されている。

### (二) 未加工農林畜水産物

EC指令第二条にいう第一次農産物 (primary agricultural products) とは、第一次加工を受けた製品を除く農産物 (products of soil)、畜産物及び水産物をいうとされる。ただし、原則的には除外したもののEC各国の国情が異なり、加盟国間の意見が対立したため各国の裁量に任せて、これを加盟国のオプション条項として選択させることにした。ちなみに、EC諸国で未加工農林畜水産物も含めたのは、ルクセンブルクのみである。

EFTA諸国では、フィンランド、スウェーデン、アイスランド、ノルウェーが含まれている。

アメリカでは、現在の未加工農林畜水産物は完全に近代化されて

おり、除外するのは不相当であるとして含めている。

わが国では、一律に未加工農林畜水産物は除外するとされているが、私見においては含むべきと考える。

(三) 電気その他のエネルギー

EC指令においては、イタリア民法典が電気を動産に含むという関係から、同様に電気を動産に含むとしている。

しかし、他のエネルギーは除外している。EC諸国もこれにならっている。

EEA諸国では、オーストリアが電気もその他のエネルギーも共に含まれるとしている。

アメリカでは、電気は一般の不動産と同様争いがあり、各州によって異なるが、その他のエネルギーについては除外している。

わが国においては、電気及びその他のエネルギーは除外されている(本稿五 製造物の範囲で詳述)。

(四) 医薬品

ノルウェー(ノルウェー法第三章)、フィンランド(フィンランド法第二条五号)では、医薬品の事故は責任の有無にかかわらず支払う医薬品保険制度によって特別の処理がなされるため除外している。

ドイツでは、医薬品は製造物責任立法の対象からはずされ、開発危険の抗弁も認めない厳しい薬事法によって処理され、したがって除外される(ドイツ製造物責任法第一五条)。

アメリカでは、カリフォルニア州最高裁が、医薬品の設計上の欠陥には製造物責任を適用しない考え方を示している(一九八八年のブラウン事件)。

わが国では、すでに医薬品副作用被害救済基金により処理されているが、さらに製造物責任制度を認めることによって、被害者の広範で迅速な救済が可能である。

(五) 人間の臓器・血液

EC指令では、人間の臓器・血液は製造物に含まれるとしている。しかし、人間の臓器や血液は本来人間の生命を維持するものであって、経済的取引や無償提供であろうともその目的で製造されたものではない(EC指令第七条(c)の例外規定の適用)。

したがって、臓器や血液の提供者は製造物責任を免責される。

アメリカでは、州によって異なるが、制定法で厳格責任(リストメント)の適用を排除し、製造物から除外している。

ただし、過失責任に限定して病院や医薬会社の責任を追求できることとしている。また輸血用血液によるエイズ感染については、州によって判例が分かれている。

わが国では、製造物には該当しないが、血液製剤や人毛のかつら等は製造物とみなし、製造物に含まれる。

(六) 部品・原材料

EC指令では、構成部品の製造については、その欠陥がその構成

部品の組み込まれた製品の構造、またはその製品の製造者のした指示に起因することを証明した場合には、免責事由としている（E/C 指令第七条(f)）。

したがって、それ以外の場合には、部品・原材料の供給者も、部品や原材料の欠陥から生じた損害については責任を負うことになる。アメリカでも、部品・原材料の供給者の責任は、原則として認められている。

わが国では、部品・原材料は製造物に含まれるとし、最終製品の欠陥が部品や原材料の欠陥に起因している場合には、最終製品の製造者とともに部品・原材料の製造者も製造物責任を負うことになる。ただし、部品・原材料の製造者にも抗弁が認められ、責任を免れることができる。

## 八 おわりに

わが国の製造物責任法は、製造物責任の対象となる「製造物」を「製造又は加工された動産」と規定した。

したがって、「製造又は加工されない動産」や「製造又は加工された不動産」については除外されることとなった。また、動産である有体物に限られることから無体物である役務や無形エネルギーもその対象から除外されている。

しかしながら、除外された物の中でそのいくつかにつき反論を試みたが、特に、未加工の判定基準や未加工農林畜水産物の除外は、

実情に合わないのではないかと思われる。むしろ、本法の目的からいって工業製品の生産状況やその工程において何ら異なることもない最近の未加工農林畜水産物は、既に人為的に加工されているといつてよいのではないかと思われる。

また、除外された不動産の中でも、一般の不動産においては欠陥不動産が指摘され、大きな社会問題となっているが、被害者を救う道を旧来の民法等に求めたため、目的実現を半ば閉ざしてしまった。それゆえ、製造物の範囲は非常に狭められることとなり、その境界における判断基準の混乱は実情にそぐわないことになった。

結局のところ、条文中にある「動産」を「すべての物」(any products)と改正することによって、この混乱は解消されるのではないかと思われる。

注

- 1 東京海上研究所編「製造物責任法大系Ⅱ」九三三頁
- 2 本稿六判例を参照
- 3 通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」六二頁
- 4 内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」
- 5 参議院商工委員会会議録(平六・六・二〇)一一頁
- 6 山本庸幸著「注釈製造物責任法」二三三頁
- 7 衆議院商工委員会会議録(平六・六・三)一五頁
- 8 我妻栄著「新訂民法総則」二二二頁
- 9 参議院商工委員会会議録(平六・六・二〇)一九頁
- 10 山本前掲書二六〇二七頁
- 11 ガス風呂中毒事件 東京地裁判決(昭四三・一二・二二)
- 12 加藤雅信著「製造物責任法総覧」一九頁
- 13 衆議院商工委員会会議録(平六・六・三)一二頁
- 14 衆議院連合審査会会議録(平六・六・六)一八頁
- 15 山本前掲書三〇頁
- 16 参議院商工委員会会議録第七号(平六・六・二〇)一九頁
- 17 山本前掲書二三頁
- 18 山本前掲書二九〇一三八頁
- 19 安田総合研究所編「国際化する企業の課題」五六頁以下

参考文献

- 1 山本庸幸著「注釈製造物責任法」ぎょうせい 一九九四年
- 2 通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」(財)通商産業調査会 一九九四年
- 3 東京海上研究所編「製造物責任法大系Ⅰ」弘文堂 一九九四年
- 4 東京海上研究所編「製造物責任法大系Ⅱ」弘文堂 一九九四年
- 5 東京海上研究所編「国際製造物責任法」商事法務研究会 一九九三年
- 6 内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」
- 7 衆議院商工委員会会議録 平成六年
- 8 参議院商工委員会会議録 平成六年
- 9 衆議院連合審査会会議録 平成六年
- 10 第一三回国民生活審議会報告 平成六年
- 11 我妻栄著「新訂民法総則」
- 12 加藤雅信著「製造物責任法総覧」商事法務研究会 一九九四年
- 13 小林秀之著「製造物責任法」中央経済社 一九九三年
- 14 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「製造物責任の新しい視点」大蔵省印刷局 一九八八年
- 15 安田総合研究所編「製造物責任」有斐閣 一九九一年
- 16 朝見行弘著「欧米とわが国の製造物責任法の比較」法学セミナー No.四七八 一九九四年

A. S. Weinstein A. D. Twerski H. R. Piehler W. A. Donaher 共著

「PRODUCTS LIABILITY AND THE REASONABLY SAFE PRODUCT」(製造物責任と企業戦略) シヤテック社 一九八一年